

しばたの男女共同参画通信

令和3年3月 Vol.5

■男女共同参画とは？

男女共同参画とは、英語で”gender equality (ジェンダーの平等)”といい、「男だから」「女だから」といった、性別の違いによる偏った考えにとらわれることなく、一人一人が自らの能力や個性を發揮でき、人として平等に認められていることをいいます。

そして、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会が実現すると・・・男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会になり、家庭生活が充実し、職場に活気が溢れ、地域活動にも参画することによって地域コミュニティが強化されます。

■トピックス

～令和2年度 男女共同参画・

多様な視点からの防災対策実践講座を開催しました～

令和2年12月15日(火)に、槻木生涯学習センターにて「令和2年度 男女共同参画・多様な視点からの防災対策実践講座」を開催しました。自主防災組織の方をはじめ、婦人防火クラブ、民生委員、自治会・町内会などの方々、30名の参加がありました。

NPO 法人石巻復興支援ネットワーク 代表理事 兼子 佳恵(かねこ よしえ)先生を講師に招き、東日本大震災で実際に経験した出来事や現在のNPO 法人設立までの経緯などをお話いただいたほか、キッチンパーで作る簡易マスクや防災にまつわるクイズなども行われ、参加者は大いに楽しんでいる様子でした。

講座終了後のアンケートでは「防災減災の講習は何回も受けたが、今日の講演が一番良かった」「具体的な取組やワークが

中心の講演だったため楽しく興味深く参加できた」「男女共同参画のあり方を勉強させてもらい有効だった」などの感想が寄せられ、男女共同参画の視点から見た参加者の防災意識や理解が深まりました。



～第5次しばた男女共同参画プランを 策定しました～

柴田町では、平成28年度からスタートした「第4次しばた男女共同参画プラン」により男女共同参画に関する諸施策を展開してきましたが、令和2年度でこの計画が終了することにもない、令和3年度からの新たな男女共同参画施策を進めていくため、「第5次しばた男女共同参画プラン」を策定しました。

計画策定にあたっては、国や町の総合計画との整合性を図りながら、これまでの計画で進めてきた諸施策の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢とともに変化する男女共同参画に関する課題も適切に把握し、計画に反映させました。

職場や家庭生活、地域等、様々な場面で性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人が輝ける町を実現できるよう取り組んでまいります。



柴田町男女共同参画推進
審議会の様子

■LGBTをご存知ですか？

・LGBTとは？

LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。

日本でのLGBTの割合は8.9%（電通ダイバーシティ・ラボ2018年調査）。これは、約11人に1人という計算で、左利きの人との割合とほぼ同じだといえます。同時に、「当事者であることをカミングアウトしていますか」と質問したところ、実に65.1%が「誰にもカミングアウトしていない」と回答しています。

・私たちができること

誰もが自分の性的指向・性自認を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をみんなでつくっていきましょう。職場や学校でできること、地域でできること、何があるか考えてみませんか。



ステップ1 多様な性について知る

専門家・当事者から話を聞く、研修会を開催するなど、性的指向・性自認に関する知識を持つ機会を設ける。

ステップ2 習慣・常識を変える

身の回りの習慣や常識となっている考え方を今一度点検し、性的指向・性自認に関する差別やハラスメントにつながるものはないか、見直しが必要なものはないか考えてみる。

ステップ3 理解者を増やす

組織内に、性的指向・性自認に関する知識を持つ理解者を増やす。理解者に対して「理解者、支援者」であることを目に見える形で行動することによって、当事者たちの応援の姿勢やメッセージにつながることを知らせる。

■ひとりで悩まずに相談しましょう

みやぎ男女共同参画相談室…男女共同参画に関する様々な悩みを相談できる窓口です。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、面接相談を中止しています。



●一般相談 TEL：022-211-2570
月曜日から金曜日まで（祝日・休日・LGBT相談を除く）
午前8時30分から午後4時45分まで

●男性相談 TEL：022-211-2557
※男性相談員対応
毎週水曜日（祝日・休日除く）
正午から午後5時まで

●法律相談 TEL：022-211-2570
※事前予約制、女性の弁護士が面接にて相談対応します
毎月第4木曜日（祝日・休日の場合は翌週）
午後1時から午後4時30分まで

●LGBT相談 TEL：022-211-2570
毎月第2・第4火曜日（祝日・休日除く）
正午から午後4時まで